令和2年度

財政健全化審査意見書経営健全化審査意見書

角田市監査委員

目 次

1.	令和2年度健全化判断比率に関する審査意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	令和2年度資金不足比率に関する審査音見について···········	5



角 監 第 21 号 令和3年8月19日

角田市長 黑 須 貫 殿

角田市監査委員 南 部 信 一 角田市監査委員 湯 村 勇

令和2年度健全化判断比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和2年度財政健全化審查意見書

1. 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和3年7月23日から同年8月17日まで

3. 審査の概要

この財政健全化審査は、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実 施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

単位:%

健全化判断比率	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	_	_	13. 74
② 連結実質赤字比率	_	_	18. 74
③ 実質公債費比率	8. 2	9. 2	25. 0
④将来負担比率	97. 6	79. 5	350.0

[※] 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質赤字額、連結実質赤字額がないため「-」と表示 している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。令和2年度の実質収支額は448,325千円で、前年度に引き続き黒字のため比率は 算定されないことを確認した。

② 連結実質赤字比率について

公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率である。令和2年度の実質収支額及び資金剰余額は1,461,123千円で、前年度に引き続き黒字のため比率は算定されないことを確認した。

③ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する 比率の3カ年平均の値である。令和2年度の値は9.2%であることを確認した。 前年度と比較し1.0ポイント上昇した。令和2年度決算の状況はこれから公表 されるので他の自治体との比較はできないが、令和元年度の全国市区町村平均 は5.8%、宮城県内市町村平均は6.6%であった。早期健全化基準の25.0%を 下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。令和2年度は79.5%であることを確認した。前年度と比較し18.1ポイント下降している。その主な要因は、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が下水道事業会計として公営企業へ移行したことで、操出金が1本化され金額が圧縮されたこと及びふるさと納税寄附金を財源として、各種基金に約12億円を積立てたことにより、早期健全化基準の350.0%を大きく下回っている。

しかし、他の自治体と比べると高い水準にあり、改善を図る必要がある。今後、高齢化の進展により伸び続ける社会保障関係費や、公共施設等の老朽化に伴う改修・修繕等に係る財政需要の増大が見込まれるため、財政基盤の充実・行政の効率化が必要不可欠である。今後も市民のニーズに応えるため、将来を見据えた健全な財政運営に努められたい。



角 監 第 22 号 令和3年8月19日

角田市長 黑 須 貫 殿

角田市監査委員 南 部 信 一 角田市監査委員 湯 村 勇

令和2年度資金不足比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第 1項の規定により審査に付された令和2年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和2年度経営健全化審查意見書

1. 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期間

令和3年7月23日から同年8月17日まで

3. 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した 書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計の名称		資金不足比率		経営健全化基準	備考
		令和元年度	令和2年度		(資金剰余額)
法	水道事業会計	_	_	20.0%	894, 969 千円
適用	下水道事業会計	_	_		22, 284 千円

※ 資金不足比率について、資金不足が発生していない会計は「一」と表示している。

(2) 個別意見

① 資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。 令和2年度から公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が公 営企業会計へ移行し、地方公営企業法適用の事業が水道事業、下水道事業の2 事業となった。いずれの会計も資金の不足額が生じていないため、資金不足比 率は算定されないことを確認した。

- ② 決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期支払能力を示す流動比率は557.11%で、前年度に比べ45.12ポイント下降している。この比率は安定性を分析する財務比率で、一般的に理想比率は200%以上とされており、引き続き良好な状態にあると認められる。今後も更なる経営の安定化を目指し、経費削減と使用料等の収納率向上に努められたい。
- ③ 決算審査意見書に記載した下水道事業の財務の短期支払能力を示す流動比率は8.65%となっている。この比率については前述のとおりであり、理想比率と比較すると大きく下回っている。今後は、長期的な財政計画のもと、企業会計という独立採算性を考慮し、事務の合理化等を図り健全経営に努力されるよう望むものである。